

## 戸建住宅の強度不足及びマンション等の基礎工事など に関する相談への対応について

平成27年11月26日  
一般社団法人埼玉県建築士事務所協会

戸建住宅において筋かいの数が不足し建築基準法の基準を満たしていない物件が確認された事案や、横浜市のマンションでの杭施工の検査データの偽造及び支持地盤に届かないことが発覚した事案に端を発し、建築物の安全性に対する県民の信頼を大きく揺るがす重大な事態が生じています。

一般社団法人埼玉県建築士事務所協会では、建築物の安全性に対する県民の不安を払しょくするため、国土交通省等からの要請を受け、専門家である建築士及び建築士事務所による対面相談、現地調査の実施等による支援体制を次のとおり設置します。

### 1 杭をはじめとする建築物の構造等に関する相談の受付

原則、毎月第3木曜日午前に開催している「[無料建築相談](#)」の中で受け付けます。

この相談は、当協会加盟の建築士事務所所属建築士で一定の経験を有するもの2名が相談員となり、無料で対面相談を行うものです。相談会の会場は当協会会議室で、事前予約が必要です。[建築相談申込書](#)に相談事項等を記入して申し込んでください。

### 2 建物、住宅の現地調査要請に対する対応

建築物の不同沈下の程度、ひび割れ、クラック等の損傷の状況程度を簡便に把握し、更なる調査や対策等の必要性の有無を判断するための調査等を希望する建物の所有者、マンションの管理組合等に対しては、経験ある建築士事務所を選定し紹介します。

なお、現地調査等に係る交通費、調査に要する費用（人件費を含む）は、依頼者のご負担となります。

< 問合せ先 >

一般社団法人埼玉県建築士事務所協会

〒336-0031 さいたま市南区鹿手袋 4-1-7 建産連会館 5F

Tel 048-864-9313 Fax 048-864-9381